



# 熊本県公報

第12712号

平成30年4月10日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の更新…………… (障がい者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2

### 公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 2
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 2
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 2
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 4

### 登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1に係る一般競争入札による落札者の決定…………… (学校人事課) 4
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2に係る一般競争入札による落札者の決定…………… ( " ) 4
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3に係る一般競争入札による落札者の決定…………… ( " ) 5
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4に係る一般競争入札による落札者の決定…………… ( " ) 5
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)の落札者について…………… (警察本部会計課) 5
- 自動車任意保険契約に係る一般競争入札の実施…………… (警察本部警務課) 6

## 告 示

### 熊本県告示第340号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名  | 事業所の名称         | 事業所の所在地          | 指定年月日      | サービスの種類 |
|-------------|----------------|------------------|------------|---------|
| 株式会社なごやかハウス | ヘルパーステーションなごやか | 宇城市小川町川尻字新開531番3 | 平成30年4月10日 | 訪問介護    |

### 熊本県告示第341号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定により指定障害児入所施設として次のとおり指定したので、同法第24条の18の規定により公示する。

平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称及び所在地   | 設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日     | 事業所番号      | 障害児入所施設の種類 |
|--------------|---------------------------|-----------|------------|------------|
| サポートセンター第一悠愛 | 社会福祉法人小国町社会福祉協議会          | 平成30年4月1日 | 4351300019 | 指定福祉型障害児入所 |

|                  |                              |  |    |
|------------------|------------------------------|--|----|
| 阿蘇郡小国町大字宮原2617番地 | 阿蘇郡小国町大字宮原1530番地の2<br>奴留湯 哲宣 |  | 施設 |
|------------------|------------------------------|--|----|

**熊本県告示第342号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名  | 事業所の名称                     | 事業所の所在地          | 指定年月日          | サービスの種類 |
|-------------|----------------------------|------------------|----------------|---------|
| 株式会社なごやかハウス | リハビリ特化型<br>デイサービス<br>チャレンジ | 宇城市小川町川尻字新開531番3 | 平成30年<br>4月10日 | 通所介護    |

**公 告**

**熊本県公告第213号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇城市小川町江頭字十六1番1、同1番3、同2番1、同2番2、同3番、同4番、同5番、同6番1、江頭金町148番1、同149番、同150番1、同150番2、同150番4、同150番5、西北小川字溝越497番1、同497番2、同498番、同499番1、同499番3、同499番4、同500番2、同501番1、同502番2、同504番1、同504番5、同505番4、同505番5、同506番6及び水路の一部  
21,344.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区新屋敷二丁目6番9号  
サムライ・ジャパン株式会社

**熊本県公告第214号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町1035番の一部、同1040番2の一部  
320.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区清水新地四丁目6番1号  
宮崎 勝也

**熊本県公告第215号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字田原字坂ノ下259番2  
303.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字宮園592番地16  
佐藤 大樹  
佐藤 幸枝

**熊本県公告第216号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年4月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者   |           | 賃借権の設定等を受ける土地            |
|----------------|-----------|--------------------------|
| 氏名又は名称         | 住 所       |                          |
| 農業生産法人株式会社平井農園 | 上益城郡益城町安永 | 上益城郡益城町大字安永字馬水迫1779番ほか6筆 |
| 古閑 公宏          | 阿蘇市一の宮町宮地 | 阿蘇市一の宮町三野字大田115番1ほか6筆    |
| 佐藤 忠敬          | 阿蘇市西町     | 阿蘇市西町字上至極355番1ほか8筆       |
| 森 哲博           | 阿蘇市黒川     | 阿蘇市黒川字渋川鶴24番             |
| 立石 翼           | 阿蘇市黒川     | 阿蘇市黒川字西立石1296番1ほか11筆     |
| 岩瀬 新次          | 阿蘇市波野波野   | 阿蘇市波野大字波野字上横堀1494番ほか18筆  |
| 石川 友也          | 阿蘇市波野波野   | 阿蘇市波野大字波野字南龍塚1859番ほか15筆  |
| 志水 章嘉          | 八代郡氷川町鹿野  | 八代郡氷川町網道字式六番割334番1ほか1筆   |

2 申請年月日  
平成30年3月27日

**熊本県公告第217号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年4月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |             | 賃借権の設定等を受ける土地             |
|--------------|-------------|---------------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所         |                           |
| 溝口 秀人        | 球磨郡あさぎり町上南  | 球磨郡あさぎり町上南字新永里536番1ほか1筆   |
| 溝口 秀人        | 球磨郡あさぎり町上南  | 球磨郡あさぎり町上南字古ノ坊591番        |
| 中村 泰博        | 球磨郡あさぎり町上西  | 球磨郡あさぎり町上西字清水194番44       |
| 株式会社よしまつ     | 球磨郡あさぎり町深田西 | 球磨郡あさぎり町深田西字西ノ迫2285番1ほか2筆 |
| 株式会社大泉龍寺     | 球磨郡あさぎり町深田西 | 球磨郡あさぎり町須恵字下阿蘇3300番6ほか12筆 |
| 生田 敦士        | 球磨郡相良村深水    | 球磨郡相良村大字深水字買元702番1ほか2筆    |
| 加江 文機        | 球磨郡相良村川辺    | 球磨郡相良村大字川辺字下永坂2853番ほか7筆   |
| 永尾 春馬        | 球磨郡相良村柳瀬    | 球磨郡相良村大字柳瀬字八ツ田1389番1      |

2 申請年月日  
平成30年3月28日

**熊本県公告第218号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字芝原5388番3  
2, 190.66平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市南区田迎五丁目4番6号  
TAKASUGI株式会社

**熊本県公告第219号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成30年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字七ツ石2972番30及び同2972番89  
2, 235.76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋2893番地4  
古閑 隆喜

**登載依頼****熊本県教育委員会公告第2号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。  
平成30年4月10日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1  
5, 819, 095キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社 熊本東営業所  
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額  
86, 499, 050円（うち消費税及び地方消費税の額6, 407, 337円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成29年12月19日

**熊本県教育委員会公告第3号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。  
平成30年4月10日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2  
5, 037, 061キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 3 落札者を決定した日  
平成30年2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社 熊本東営業所  
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額  
75,449,727円（うち消費税及び地方消費税の額5,588,868円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成29年12月19日

#### 熊本県教育委員会公告第4号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。  
平成30年4月10日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3  
5,115,257キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社 熊本東営業所  
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額  
75,254,201円（うち消費税及び地方消費税の額5,574,385円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成30年2月1日

#### 熊本県教育委員会公告第5号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。  
平成30年4月10日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4  
5,155,772キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社 熊本東営業所  
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額  
77,519,372円（うち消費税及び地方消費税の額5,742,175円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成29年12月19日

#### 熊本県警察本部公告第10号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」

という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月10日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 調達物品名  
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)
  - (2) 使用予定電力量(2年間)
 

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| ア 低圧電力相当契約  | 456, 474 kWh    |
| イ 従量電灯B相当契約 | 1, 022, 500 kWh |
| ウ 従量電灯C相当契約 | 592, 644 kWh    |
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
- 3 落札者を決定した日  
平成30年2月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
熊本市中央区水前寺六丁目36番9号  
熊本電力株式会社  
代表取締役 竹元 一真
- 5 落札金額  
44,968,257円(うち消費税及び地方消費税3,330,982円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成30年1月9日

#### 熊本県警察本部公告第11号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年4月10日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 契約名  
自動車任意保険契約
  - (2) 入札・契約担当部局  
熊本県警察本部警務課装備係(熊本県警察本部庁舎3階)  
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-381-0110(内線2314)
  - (3) 契約内容  
熊本県警察車両1206台に対する自動車任意保険契約  
入札説明書及び自動車任意保険仕様書のとおり
  - (4) 契約期間  
平成30年5月31日(木)から平成31年5月31日(金)まで
  - (5) 入札方法  
この入札は、紙入札案件である。
  - (6) 入札金額等  
入札金額は、本保険契約に要する費用の総価とする。
  - (7) 入札方法
    - ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規程を準用する。
    - イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
  - (8) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
  - (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
  - (3) 平成30年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
  - (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所(代理店を除く。)を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申

立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 県税を完納している者

(8) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団密接関係者」とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 「役員等」とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

#### (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙1）を提出すること。

#### (2) 提出方法

(1)に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）により郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

#### (3) 提出期間

公告の日から平成30年4月24日（火）午後5時まで

#### (4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

#### (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書（別紙2）により通知する。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成30年4月24日（火）午後5時まで受け付ける。

#### (2) 入札仕様書及び入札書等の様式、入札説明書の交付

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成30年5月11日（金）まで行う。

※ ただし、入札前の積算に必要な車両データについては、入札参加者のうち入札参加資格審査に合格した者に対して、電子データを提供する。

#### (3) 入札の方法

##### ア 日時

平成30年5月11日（金）午前10時

##### イ 場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部庁舎2階 201会議室

##### ウ 入札書の提出方法

入札書（別紙様式1（代理人が入札するときは、入札書及び委任状 別紙様式2）をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年5月10日（木）午後5時（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。郵送による場合、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に契約の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、契約の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書（別紙様式3）を入れること。

#### (4) 開札の方法、日時等

入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行う。

#### (5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。

なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退した

ものとみなす。

(6) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 二以上の意思表示をした入札

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

契約書については作成を要しないものとする。

なお、契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴し、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。

(2) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のアの期限までにイの提出場所において、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しななければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (2)の申出期限

イ 提出場所 1 (2)の入札・契約担当部局

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ

(1) 入札の契約内容、仕様書、資格審査申請等入札の内容全般に関する問合せ先

熊本県警察本部警務課装備係（熊本県警察本部庁舎3階）

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-0110（内線2314）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）